

三井江戸両替店「家督控」

「家督控」は、宝暦期三井江戸両替店の貸付業務に関する内用の帳面であって、江戸両替店の貸付先と担保物件たる家屋敷や貸付金高を書き抜いたものである。家督¹⁾という一族、一家の長や跡取りを指したり、財産を含め、家に関わるすべての相続を伴うものであるが、ここに紹介する「家督控」では、単に所有不動産を意味しているようである。貸付先の住所氏名、職業、所持屋敷と踏値段や沽券金高、貸付金額などの他に、相手の簡単な身上調査も付されていて、三井江戸両替店と金融取引のあった人々が、どのどのような人物であったかを具体的に知ることができて興味深いものがある。形態は半横で、縦一五・七cm、横二二cm、厚さ〇・八cm、うち墨付二五丁、白紙一二丁である。

「家督控」の内容は三部構成になっており、第一部「覚」、第二部は「御貸附」、第三部は「家質」の見出しがある。「覚」には二六件（二六人）、「御貸附」は二一件（二三人）、

「家質」は二九件（二五人）の情報が記されている。

作成年代は、第二部、第三部の「御貸付」と「家質」は「宝暦十辰年三月当時取組左之通」と口書にあり、その内容が宝暦一〇年（一七六〇）のものであることは間違いない。しかしこの二つがこの帳面の主要部分であるのか、「覚」とどうつながるのかはよく判らない。というのは「覚」の記載内容は貸付先の身上調査ではあるが、右の二つとは明らかに書き方が異なっていて、後述するように宝暦一〇年よりもずっと以前のものを、ここに書き写したものであるらしいからである。

宝暦期の江戸両替店の貸付には、家質貸、米質貸、准后様貸付の三種があり、決算報告書である「勘定目録」の資産項目である貸方勘定の中に記載される。ところが「家督控」には米質貸の記載はない。「御貸附」、「家質」は「勘定目録」の貸方の中の、家屋敷を担保とした貸付に関わるものと推測

できるが、それを裏付ける宝暦一〇年の「勘定目録」は無い。江戸両替店の「勘定目録」は、残存するのは文政元年（一八一八）以降であって、それ以前の分は「勘定目録」を保管する京都の大元方が、その方針によって廃棄処分しており、また京両替店の決算控帳簿「江戸店目録留」でも天明六年（二七八五）までしか遡ることができないのである。しかし都合の良いことに、大元方の書状控の紙背文書から、宝暦六年秋から明和六年春にかけて復原されたものが一〇期分ある。田中康雄「三井江戸両替店史料補遺——紙背文書による『勘定目録』の復原——」（『三井文庫論叢』第八号所収一九七四年）を参照されたい。またそれを利用して『三井事業史』本篇第一巻の第二節に宝暦・明和期の江戸両替店の経営について触れている。それらを参考としながら「家督控」について若干の説明を加えていきたい。記載されている貸付先の職業と名前をそれぞれ一覧表にした。

三井両替店では貸付金の申込みがあると、依頼主に返済能力があるかどうかの下調査を行なう。「覚」はそれに近い。調査の対象者はすなわち借金の依頼主であるから、実際にその調査報告が「御貸付」「家質」の中にどの位反映されたかというところ、「覚」二六人の中からは三人しか見出せない。しかしそれら三人のみが貸付けを受けられた、という訳ではないようである。というのは、宝暦六年秋の「勘定目録」に

は、すでにその三人の名が貸し方項目の中にあつて、以後も継続性がみられ、宝暦一〇年に新規に調査したとも思われなからである。「覚」は何時頃のものなのか、何故宝暦一〇年の貸付と一緒にされているかはよく判らないし、貸付の種類や、実際に取組みがあつたかどうかまでは、一件の例外を除いて判らない。その例外とは16のさらし蠟商駿河屋源七で、「当時素かし（五首）佐舟両用立置候」と結果が書かれている。駿河屋源七には担保の所持屋敷もなく、主筋である12の駿河屋喜平次（京都池田屋長兵衛出店）というバックと個人的な信用のみで大金が貸付けられたところをみると、「覚」そのものが「家質」「御貸附」とは直結していかないことがわかる。その都度の新規の借主の調査報告をサンプル的に書き上げたものかも知れない。

取組のさいの判断材料の一つとなる相手の商売の状況を見ると、大半は商いを「手広く」であるとか「繁昌二相見得」と表現されている。何も書かれていないのは四人、「格別身上宜敷仁二而も無之」が二人いる。以下個々に気づいた点を書き出してみよう。

第I表の中で「家質」「御貸附」にも出てくる三人とは、6の内田又三郎、10の村田次兵衛、22の蔵田七郎右衛門である。

米問屋の内田又三郎は、「覚」の調査段階では居室の他に

第 I 表 「覚」の身上調査先

	職 業	氏 名	商売の状況	適 要	宝暦 6 年 勘定目録
1	蠟問屋并 <small>(マツ)</small> 雑石商売	小嶋八郎兵衛	手広く商内致	II-2	{ 准后 米質
2	蠟問屋、米、干鰯商売	関口庄右衛門	手広く取引		
3	屋根屋棟梁	屋根屋鉄五郎	身上宜相見得		
4	米、雑石問屋	伊勢屋六右衛門	手広く相見得		
5	米商売、津軽様蔵本	兵庫屋吉郎兵衛	手広く相見得		
6	米問屋	内田又三郎	丈夫 身上向儲ニ相見得		
7	油干鰯商売	浜名屋多右衛門	手広く致	II-8	准后
8	樽木商売	天満屋助右衛門	手広く致		
9	酒問屋	道明作兵衛	—		
10	塩肴問屋	村田次兵衛	江戸一番の間屋随分 手広く商内いたし		
11	米商売	伊勢屋吉左衛門	近年手広く商内仕丈 夫ニ相見得		
12	さらし蠟小問もの商売 (京都池田屋長兵衛出店)	駿河屋喜平次	手広くいたし江戸で 一、二番	III-1	{ 准后 家質
13	両替見世、紙商売	竹原文右衛門	—		
14	米、雑石	伊勢屋権兵衛	繁昌ニ相見得		
15	薬種	日野屋長左衛門	手広く商内致至極丈 夫ニ相見得		
16	さらし蠟	駿河屋源七	手広く商内致勝手宜 敷相見得		
17	米店、南部蔵元 (那波九郎右衛門出店)	綿屋作兵衛	悪敷様子も相見得不 申		
18	少々御用達	吉田勘右衛門	格別身上宜敷仁ニ而 も無之		
19	無商売	磯田伊兵衛	身上向宜相見得		
20	(米商売カ)	兵庫屋弥兵衛	丈夫相見得		
21	米商売	伊勢屋三郎兵衛	身上向宜相見得		
22	無商売、細川様出入	蔵田七郎右衛門	—		
23	味噌醬油之類問屋	油屋四郎兵衛	手広く相見得		
24	無商売	中屋伊助	—		
25	旗本衆仕送り	狩谷藤次	格別宜身上ニ而も無 之		
26	酒質商売、御屋敷仕送	藤白屋吉左衛門	身上丈夫成仁		

どの位抱屋敷があるか判らないとしているが、宝暦一〇年の「御貸附」段階になると居宅を含め、四軒の家屋敷を担保にしており、別にも一軒所持している、といった様に情報が増えている。

塩倉問屋の村田次兵衛は住所が「覚」では本町壱丁目、「御貸附」では本町三丁目と違っているのが気になるが、どちらかの書き間違か、あるいは時の経過で移転したものでしょうかは確認できない。

蔵田七郎右衛門は「無商売」とあるが、『両替年代記』（原篇）によれば、享保三年の御為替十人組の一人であり、同書中へ古来本両替屋名前略記」の部で「享保十年除」となっている。したがって蔵田七郎右衛門が無職となるのはそれ以降のことであろう。享保十一年から十八年の間に書かれたとされる三井高房著「町人考見録」の跋文に、身上の潰れた江戸の有名町人の名が列記されており、その中に蔵田の姓もある。「覚」の中では、蔵田七郎右衛門は無商売だが細川家に出入し、扶持も得ているようだが、と書き出した抱屋敷は、西岸町一軒、佐内町の二軒と計三軒で、「委細者相知レ不申」となっているが、「家質」の部では、三井に入れた佐内町の一軒を残し、細川家のため家質に入れて「当時不廻り」と判定している。

13の竹原文右衛門は『両替年代記』の享保四年（仲間用）

の項の脇両替仲間中に、神田組の内にその名が初見されるとあり、本両替仲間に加えたのは文化五年（一八〇八）一月である。「覚」では室町三丁目西側角に紙見世と両替見世を構えていたことや、駿河町北側の三井江戸両替店の隣にも屋敷を所有していたことがわかる。この駿河町北側の屋敷は文化四年の《江戸抱屋敷絵図》（『三井文庫論叢』第八号口絵参照）では「槌屋元松殿地面」となっているところである。

又、表の15葉種商売日野屋長左衛門は、『東京葉種貿易商同業組合沿革史』によると、宝暦三年（一七五三）五月に日野屋長左衛門が別家の治右衛門に名題株一式を譲り、譲られた治右衛門は重右衛門と改名した、とあって、以後日野屋長左衛門という名は無くなる。したがって、日野屋の調査は宝暦三年五月より以前に行なわれたことになる。

17の綿屋作兵衛は京都有徳の町人那波九郎左衛門の江戸出店であり、駿河町に両替店を構えていた。「覚」では「近年伊勢丁米店出し」とあって、両替店と同様米店も綿屋作兵衛が江戸での名義人となって経営をしていた。伊勢丁に米店を出した年が不明であるが、本文史料にある那波屋の両替店の所在地、駿河町北側の地は寛延三年（一七五〇）五月に三井（元之助名義）のものとなっているので、この情報はそれ以前のものでいうことができる。前出の文化四年の絵図の駿河町横町北側角から二軒目の地面である。沽券高は一四二〇両

第II表—(1) 「御貸附」の貸付先

	職 業	氏 名	適 要	勘 定 目 録		
				宝暦6	宝暦8	利 率
1	御屋敷方調達、仙台蔵元	海保半兵衛	III-3	○	○	月1分
2	米問屋	内田又三郎	I-6	○	○	月1分
3	質古着	日野屋新平				
4	銭酒醬油	辻久次郎			○	月1分
5	質銭酒	岸村源兵衛		○	○	月1分
6	魚屋	和泉屋甚左衛門		○	○	月1.25分
7	たはこ問屋	乾久兵衛		○	○	(11・12月)年1割 (正月)年9分
8	ほしか問屋	村田治兵衛	I-10	○	○	月1分
9	米商売	河内屋作兵衛		○	○	月1分
10	酒問屋	鴻池安右衛門			○	年1割
11	米商売	高橋孫左衛門		○	○	月1分
12	無商売、金貸	相模屋善四郎				
13	酒問屋	鴻池久兵衛		○	○	月1分

に対し、「覚」の踏値段は一二〇〇両となっている。那波九郎左衛門は「奥州諸侯及び江戸在勤中の諸家への大名貸を主とした利貸」を本業としたが、享保五年から南部盛岡藩への貸付を始めて、蔵元となって数年後に焦付き、自己資金だけでなく、多くの銀主からも出資を募っていたことから出資者に返済できなくなつて、没落していった。出店の名前前綿屋作兵衛の名は『両替年代記』の〈古来も本両替屋仲間略記〉中に「元禄三年後加入、元文元年除 綿屋作兵衛」、同書〈仲間用〉にも元文元年に「身上差支ニ付休店之旨被申出候」と出ている。「覚」の調査段階では「悪敷様子にも相見得不申」という表現の中に、那波への若干の警戒感が窺われる。因みに、南部藩への貸付を始めた享保五、六年以降の那波屋九郎左衛門とは、初代素順から数えて五代目に当り、釘抜三井家、すなわち三井高利の長兄三郎左衛門俊次家の四代目であった昌熙が、弟昌敷に家督を譲つて、母方の実家である那波家を襲いだもので、「町人考見録」に記された当事者である。宝暦一年に没している。

以上の個々のケースを見た限りでは、「覚」が宝暦一〇年の新規貸付の調査であるとは言い難く、また調査自体がある年次に限つたものとも断言はできないのである。

第二部の「御貸附」というのは、延享二年（一七四五）に

第II表—(2) 沽券高に対する御貸付金の比率

	名 前	担保物件	沽券高	貸付金	比 率
1	海保半兵衛	北鞘町南側	古 800	2,000	250.0
		本舟町横町西角	5,350		
		小網町1丁目	1,000		
		〃 東角	1,180		
		大鋸町西木戸	古 620		
2	内田又三郎	本材木町	1,000	2,000	96.6
		堀留町式丁目	古 450		
		本船町	1,700		
		瀬戸物町北側	1,600		
		深川佐賀町	1,200		
3	日野屋新平	深川清住町代地	700	400	57.1
		馬喰町三丁目南側	600	400	66.7
4	辻久次郎	神田、黒門町西側	150	130	86.7
		鎌倉横町北側	古 170	150	88.2
5	岸村源兵衛	上横町河岸	150	150	100.0
6	和泉屋甚左衛門	本八丁堀式丁目角	490	200	40.8
7	乾久兵衛	堀留町式丁目北側	900	850	94.4
8	村田治兵衛	本小田原町老丁目	1,700	2,000	117.6
9	河内屋作兵衛	桜田鍛冶町御堀通	古 350	250	71.4
		霊岸島銀町式丁目	2,050		
10	鴻池安右衛門	呉服町老丁目南側	650	1,100	40.7
		湯島老丁目西側	185		
11	高橋孫左衛門	同所続	185	300	81.1
		神田松下町立跡新革屋町代地	古 350		
12	相模屋善四郎	神田松下町立跡新革屋町代地	古 350	400	114.3
13	鴻池久兵衛	通四丁目西側	1,600	1,000	62.5
		呉服町式丁目	850		
		南鍛冶町老丁目	600		
		京橋柳町南側	230		
		霊岸島町	864		

始まった「上野宮御門主准后様」、略して准后様とか上野御貸付と呼ばれる名目貸である。これは江戸両替店が寛永寺からの預り金を基金として一般へ貸し付けるもので、はじめは金二五〇〇両を年七分の利子で貸し下げて貰ったが、宝暦元年（一七五一）には金三〇〇〇両となり利子も年一割と決められた。それを実際には宝暦六年では四万五〇〇両、同一〇年でも二万二九八〇両を月一分の利子で貸し付けている。

「御貸附」に書かれているのは第II表の一三人である。宝暦六年（一七五八）秋の「勘定目録」の貸方勘定の「准后様貸附」と較べてみると、一三人中九人が、同八年秋の「勘定目録」では一人が重なっている。

「家督控」の中の「御貸附」には、沽券金高と貸金は記載されているが、利率は書かれていないので宝暦八年の「勘定目録」から重なる人物の貸

第Ⅲ表 「家質」の貸付先

	職 業	名 前	適 要	宝暦6年 勘定目録	利 率
1	細川出入調達	蔵田七郎右衛門	第Ⅰ表-22	○	年6分
2	医者	熊野元益	第Ⅱ表-2	○	年8分
3	(御屋敷方調達、仙台蔵元)	海保半兵衛		○	年6分
4	材木屋	中村三右衛門		○	年5.5分
5	米屋	伊勢屋長七		○	年5.5分
6	無商売	伊勢屋万助		○	年5.5分
7	(海保半兵衛子息)	海保孫市			
8	蕎麦切屋	福山三之助		△	年6.5分
9	(太田檢校子息)	横田六之進		△	年6分
10	無商売	(後家)松本しつ		△	年6分
11	せり呉服商売	菱屋九兵衛			
12	酒醬油、質	山形屋清兵衛			
13	諸色貸物	中村屋新兵衛			
14	堺町名主	大塚治郎兵衛			
15	無商売	富田善三郎		○	年6.5分

注) △は代替り、夫の死亡などによる名義変更と思われる。

付利率を書き出した。

名目貸は公金的性格を持ち、幕府の保護を受けることができる。すなわち貸付の返済が滞るような場合、両替店にとっては他の債務者より優先的に訴訟による取立てができるので、有利な貸付であった。審査が厳しいことから貸出す相手は身元も担保物件も確かな商人であったと思われるが、では担保物件の家屋敷に対し、貸付額はどの位だったであろうか、第Ⅱ表-②に沽券高に対する貸付率を示した。

沽券高に「古」と付いているのは幕府による家屋敷の評価見直しが行われる以前の証文であろう。

1の海保半兵衛、8の村田治兵衛、12の相模屋善四郎が、沽券金高を上回る物件を持ち、5の岸村源兵衛は一〇〇%、低い方は6の和泉屋甚左衛門と、10の鴻池安右衛門の四〇%台であるが、人物にはなく、物件によってかなりのバラつきがあることがわかる。貸付利率は第Ⅱ表-①(1)をみると、ほとんどが月一分であるのに対し、和泉屋甚左衛門の場合、月一・二五分で、高めに設定されている。逆に7のたばこ問屋乾久兵衛の様に月を限って低いものもある。酒問屋の鴻池安右衛門の場合には、宝暦八年秋の「勘定目録」(六年は不在)によると一五〇〇両を年一割と低めで貸している。そのさい名前に唯一「殿」が付いていて、特別な人物扱いとなっている。この鴻池安右衛門は、宝暦七年(一八五七)一月に三

井五連家の一つ、松坂南家第二代高邁の二男正藏が、先代安右衛門の死後養子として相続したもので、入家のさいは「家督も丈夫ニ相見得候」とはいいつつも、「行末工面次第外商売相企可申も難計」、と万一方の不得心があれば正藏を取り戻すようと条件をつけている。明和元年春までは取引が確認できるが、明和三年（一七六六）には不心得が現実のものとなり、翌四年離縁している。

家質貸は、京兩替店の記録「永要録」の寛延二年（一七四九）一〇月に、「江戸之儀ハ家質第一之場所ニ御座候処、近年家質時行歩下ケ仕、漸年サカ歩^五ならてハ相手無御座候」とあって、江戸兩替店が家質貸を主力の貸付として、家質の利子を下げないと借り手がいないことなどが記されている。第Ⅲ表に掲げた「家質」の貸付先一五人には、宝暦六年の一〇人が重なっている（うち三人は名義変更と思われる）。その年率は五・五分から八分となっている。利子も相対で決まることがわかる。

2の医者熊野元益の場合、年八分であったのが、明和元年春には年六分五厘に変更された。

「家質」と「御貸附」両方から借りているのが海保半兵衛である。海保半兵衛は宝暦六年（一七五六）秋の貸付金合計が三万六〇〇〇兩、全体の六四％を占めているが、「家督控」

第Ⅳ表 貸付金総額と海保半兵衛への貸付金の割合
「家質貸」

	取組人数	取組件数	貸付金総額	うち海保半兵衛分	比率
	人	件	兩	兩	%
宝暦6年秋	14	16	10,890	6,000	55.1
宝暦8年秋	14	28	29,070	21,900	75.3
宝暦10年	15	29	25,610	21,900	85.5
明和元年春	28	37	31,320	15,200	48.5
明和3年春	28	36	34,370	15,200	44.2

「准后様貸付」

	取組人数	取組件数	貸付金総額	うち海保半兵衛分	比率
	人	件	兩	兩	%
宝暦6年秋	18	31	40,500	30,000	74.1
宝暦8年秋	18	28	29,850	13,400	44.9
宝暦10年	13	21	22,980	10,800	47.0
明和元年春	不明	不明	17,900	900	5.0
明和3年春	18	19	14,450	900	6.2

注) 紙背文書より復原の江戸兩替店「勘定目録」および「家督控」より作成。

の中でも「御貸附」が一万八〇〇両（四七％）、「家質」は海保半兵衛名義が一万七九〇〇両、子息孫市名義が一八〇〇両（父子を合計すると七七％）という額を示している。

第IV表によって宝暦六年から明和三年にかけての「家質貸」、「准后様貸付」の貸付金額と、そのうちの海保半兵衛への貸付額をみると、宝暦一〇年までがピークであることがわかる。またこの間の貸付金総額を見比べると家質貸と准后様貸付の重点の置き方に変化がみられる。

海保半兵衛への家質貸については、その原資が江戸両替店だけでは間に合わず、宝暦八年秋の「勘定目録」の負債項目である「預り方」に、京都両替店から年五分の利子で引当となっている。宝暦六年にはそれがみられないので、おそらく宝暦六年あたりから貸付が始まったと考えられる。

宝暦一〇年二月六日の大火で海保半兵衛父子のもつ担保物件一六軒のうち九軒が類焼している。海保半兵衛は元禄三年の御為替御用発端時より寛保三年まで御為替御用達としての名前を「御用留抜書」や「武鑑」に見ることができる。本兩替屋であったが、元文元年には御為替御用多二付営業除（『兩替年代記』）と本兩替業務は休業しているが、安永年間板「江戸自慢あきんどの大全」¹⁰の中に「両替町両替店海保半兵衛」と刻まれている。安永四年、同七年には海保の家屋敷が三井江戸両替店に流れ込んでいたので、仙台藩の蔵元にな

ったことから没落したと思われる。

なお本兩替町在住海保孫市名義の本石町壱丁目の土地が、文化十一年に他人に移っていることを付け加えておく。

(1) 三井の上級手代の場合などは、別家として独立に成
功した家は「家督」と呼ばれ、一つの組織として存在
する。

(2) 大坂両替店の延為替貸付の場合では、町役人や同業
者への問い合せや調査をして、相手の身上柄、家屋敷
などの不動産担保の有無や建物、普請の状態、経営者
の人の柄、力量などの審査を行なった上で、取組みの可
否を決定する（『三井事業史』本篇I第四章、第二節
参照）。「家督控」の「覚」にも住所氏名、職業の他に
身上向、担保物件とその相場が書かれていて貸付相手
先の調査方法は、大坂両替店と同様であったかと思わ
れる。

(3) 足立政男『老舗の家訓と家業経営』（広池学園事業
部 昭和四九年）第三章「那波家の江戸店経営とその
没落」に江戸の両替店と米店の経営が表裏一体であっ
て、寛保元年の「店勘定目録」に「江戸両店」と署名
されている、と記されているが、伊勢丁の米店につい
ては明らかにされていない。

(4) 今井典子「大元方『家有帳』」(『三井文庫論叢』第八号 一九七四年) 参照。

(5) 足立政男前掲書。

(6) 『三井事業史』本篇第一卷第二節三〇五、三〇六ページにかけて江戸両替店の貸付について宝暦五年のデパートに基き説明されているが、これは宝暦六年の誤りである。また「准后様貸付」金総額も四万五〇〇〇兩ではなく四万五〇〇兩であって、貸付率も預り金の一三・五倍であることを訂正しておく。

(7) 賀川隆行「三井両替店の御為替銀裁許と家屋敷」(『三井文庫論叢』第一四号 一九八〇年) 参照。

(8) もっとも明和元年には「殿」も取れ、二件の物件のうち一件の利子は月一分になっている。三井正蔵が鴻池(中村)安右衛門家に入ったのは、江戸向店の得意先であった先方からの強い要望によるが、三井家大元方は二三歳の正蔵を、一旦宿持手代である江戸本店元々脇田藤右衛門の養子として、三井家と縁を切ってから鴻池家に出した(正蔵殿鴻池安右衛門方へ縁談書類)三井文庫所蔵史料 統一五七五―一六)。明和四年(二七六七)に鴻池家と離縁して脇田家に戻ったのであって、脇田宗左衛門、次いで惣十郎と名乗り、大坂本店へ出勤、明和七年京本店元々の小畠久兵衛の名跡

を継いだ。安永八年九月没している。

(9) 『三井事業史』史料篇一(史料34)。

(10) 『日本橋区史』第三冊第二節「江戸時代の商業」(東京市日本橋区役所 大正五年)。

(11) 賀川隆行「三井両替店の御為替銀裁許と家屋敷」(『三井文庫論叢』第一四号 一九八〇年) および「三井両替店と仙台藩」(同 第二二号 一九八八年) 注(21) 参照。

(12) 「本町二丁目二丁目地所控」(三井文庫所蔵 C二二 一一二四二)。

(樋口知子)

凡 例

- 一、字体は原則として通用の字体を用いた。
- 一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者、江、而は漢字のまま小さくして用いた。また方（より）
（して）は原文通りとした。
- 一、読みやすくするため、適宜に句点をいれた。
- 一、抹消文字は左傍に々を付けた。
- 一、朱書は「」で括り、右肩に（朱書）と注記した。
- 一、見出し項目の変り目に「改訂」と印をつけた。
- 一、史料中の符帳は左の通りである。
 - 一二三四五六七八九十百千貫匁分
 - イセマツサカエチウシ舟仙_メ入

曾野見江佐留所於戒敬

(表紙)

一家 督 控

(三井文庫所藏史料 統一七四一)

覚

堀留町忝丁目家持

蠟問屋并雜石商売

小嶋八郎兵衛

八丁堀松屋丁家持

屋根屋鉄五郎

一 堀留町忝丁目 表京間五間、

裏行町並拾貳間

代金(七百)工舟兩程

一同所抱屋鋪忝ヶ所右同断

但家屋敷外ニも有之候や、其儀者相知レ不申候、存候分

右之通也

右八郎兵衛蠟問屋并雜石類手広ク商内致、所持之屋鋪ニ住居被申候

小網町忝丁目

蠟問屋米干鰯商売

関口庄右衛門

一 中橋上楨町 表京間五間、

裏行町並貳十間

代金(五百)サ舟兩程

但此外ニも所持屋敷有之候や相知レ不申候、存候分右之通也

右庄右衛門小網町忝丁目借宅ニ而蠟問屋并干鰯米商売近年手広ク取引被致候

一 北八町堀松屋町 表京間五間、

裏行貳拾間

代金(百五十)舟サシ兩程

一 桶町貳町目 表京間五間

裏行貳拾間

代金見舟兩程(三百)

但右之外所持屋敷有之候や相知レ不申候

右鉄五郎屋根屋棟梁ニ而御屋鋪方へ御出入致、身上宜鋪相見得申候、則松屋町に住居罷在候

小網町忝丁目横町

米雜石問屋

伊勢屋六右衛門

一 小網町忝丁目横町 表京間六間、

裏行拾七間

代金曾仙サ舟兩程
(二千五百)

右六右衛門米雜石商売地廻り問屋仕、當時手広く相見得申候、則右六間口之内三間口住居罷在候

小網町三丁目家持
米商売

兵庫屋吉郎兵衛

一 小網町三丁目 表京間八間、裏行式拾間

代金野仙ツ舟兩程
(二千四百)

但此外所持屋鋪も有之よし致伝承候

右吉郎兵衛儀兵庫屋弥兵衛弟二而先弥兵衛存命之内身上分ケ被申、当弥兵衛、吉郎兵衛兩家ニ罷成申候、只今御屋鋪方致御出入、津輕様御藏本致候由、當時手広く相見得申候、則右八間口之内五間口住居罷在候

本舟町家持
米問屋

内田又三郎

一本舟町 表京間五間口、裏行式拾間

代金曾仙サ舟兩程
(二千五百)

但此外にも所持屋敷有之候や相知レ不申候

右又三郎親市左衛門代二問屋指支申候へ共、当又三郎ニ相成身上小躰ニ致、後見七兵衛と申手代至極忠勤之者ニ而當時丈夫ニ相成、身上向慥ニ相見得申候、則右五間口ニ住居致罷在候

小網町三丁目家持
油干鰯商売

浜名屋多右衛門

一 小網町三丁目 表六間口、裏行拾七間

代金曾仙チ舟兩程
(二千八百)

右多右衛門儀油干鰯商売手広く致、右六間口住居致候

日本橋西河岸町家持
樽木商売

天満屋助右衛門

一 西河岸町 表四間口、裏行式拾間
代金八百兩程

右助右衛門儀樽木商売手広く致、則右屋鋪に住居致候

南茅場町家持
酒問屋

道明作兵衛

一南茅場町 表拾五間、裏行式十間

代金曾仙(二千八百)千舟兩程

但當時此屋鋪イ仙サ舟兩之家質ニ取置

一南新堀町巷丁目 表五間口

裏行式拾間

代金千兩程

右作兵衛儀酒問屋ニ而居宅南茅場町屋鋪之内五間口住居罷在候

小舟丁巷丁目家持

塩肴問屋

村田次兵衛

小舟丁巷丁目 表三間三尺九寸、裏行式拾間

代金千兩程

同所 表四間六尺四寸、裏行式拾間

代金千三百兩

但屋敷居宅也

右次兵衛儀塩肴干物類商売致、江戸一番之問屋ニ而罷在、引請随分手広く商内いたし、抱屋鋪杯も數十ヶ所有之由承候得共、委クハ相知レ不申候

本銀町四丁目

米商売

伊勢屋吉左衛門

一本銀町四丁目 表五間、裏行式拾間

代金(四百)ツ舟兩程

但此屋敷居宅也

一同町 表拾間、裏行式拾間

代金(八百)千舟兩程

一竹川町 表六間口、裏行式拾間

代金三百兩程

右吉左衛門儀米商売いたし、所々御屋鋪方へ致御出入、別而近年手広く商内仕丈夫ニ見得申候

通四丁目

さらし蠟小間の商売

駿河屋喜平次

一通四町目 表式拾間

裏行式拾間 此内十間口居宅也

右喜平次儀さらし蠟并小間物商売手広くいたし、蠟商売は江戸巷式番之見世ニ而有之候、尤右喜平次店は京都池田屋長兵衛出店ニ而候

室町三丁目

兩替見世紙商売

竹原文右衛門

一室町三丁目西側北角 表拾間

裏行式拾間、此内角五間口は紙見世、残五間口兩替見世

但此屋鋪地主は京都住居之由

家守相勤罷在候

一駿河町北側手前西隣二而、表六間半、裏行式拾間

代金(千三百)イ仙見舟兩程

一同所南側向店隣二而、表口五間、裏行式拾間

代金(二千)曾仙兩程

一室町老丁目 表五間、裏行式拾間

代金(千三百五十)仙見舟サシ兩程

一新兩替屋町西側角 表口拾間、裏行式拾間

代金(二千)野仙兩程

右文右衛門儀右之通所持屋敷有之、兩替紙商売仕候

大伝馬塩町

米雜石商売

伊勢屋権兵衛

一大伝馬塩町 表五間口、裏行式拾間

代金(四百)ツ舟兩程

但居宅屋敷也

右権兵衛儀米雜石商売致、所々御旗本様方へ致出入、商売
体繁昌二相見得申候

本丁三丁目家持
葉種商売

日野屋長左衛門

一本町三丁目 表口五間、裏行式拾間、此内式間半ハ居宅也

代金(千七百)仙所舟兩程

右長左衛門儀葉種商売随分手広ク商内致、至極丈夫に相見
得申候

堀留町老丁目

さらし蠟商売

駿河屋源七

右源七儀所持屋鋪は無御座候得共、駿河屋喜平次手代二而
商売手広ク商内致、別而近年勝手宜鋪相見得、第一生得実
心成仁二候、当時素かし佐舟兩用立置候、尤請人はするか
屋喜平次印形并支配人加判致させ候

駿河町

綿屋 作兵衛

一 駿河町北側 表京間六間口、裏行廿間

兵庫屋弥兵衛

代金曾仙野舟兩程
(二千二百)

右作兵衛店之儀者那波九郎右衛門殿店之由、近年伊勢了米

店出し、名前ハ手代名前ニ而南部蔵元被致候由、当時悪敷

様子ニも相見得不申候

吉田勘右衛門

一 大鋸町 表京間六間口、裏行式拾間、

代金カ舟兩程
(六百)

右勘右衛門儀少々御用相達居被申候、格別身上宜敷仁ニ而も無之候

磯田 伊兵衛

一 本石町式丁目北側東角 表京間拾間口、

裏行通町折廻し式拾間

代金身仙サ舟兩程
(三千五百)

一新右衛門町中通角 表京間拾間口、裏行式拾間

代金野仙兩程
(二千)

右伊兵衛儀無商売ニ候得共、身上向宜相見得申候、右新右衛門町屋敷之内住居被致候

一小網町老丁目 表京間拾間口、裏行町並河岸附

代金野仙サ舟兩程
(二千五百)

一同三町目 表田舎間四間口、裏行町並河岸附

代金曾仙野舟兩程
(二千二百)

一同三町目 表田舎間五間三寸、裏行丁並河岸附

代金イ仙サ舟兩程
(二千五百)

一 田所町 表京間九間口、裏行式拾間

代金曾仙兩程
(二千)

一 深川小川町 表京間拾式間、裏行十四間余

代金身舟兩程
(三百)

一同佐賀町 五間、裏行式拾五間

代金サ舟兩程
(五百)

一同佐賀町 五間、裏行廿五間

代金佐舟兩程
(五百)

一同小松町 表田舎間拾間、裏行廿間

代金野舟兩程
(二百)

右弥兵衛儀先弥兵衛代方万端取ちゞめ、身上向堅ク物事小軼ニ被致丈夫相見得申候

伊勢屋三郎兵衛

一大伝馬塩町南側東角^方式軒目 表京間五間口、裏行式拾間

但手前隣屋敷也

代金見舟兩 (三百)

一本銀町四丁目 表京間五間口、裏行式拾間

代金ツ舟兩 (四百)

右三郎兵衛儀米商売ニ而身上宜相見得、当時氣遣成様子ニハ相見得不申候

蔵田七郎右衛門

一西岸町 表京間六間口、裏行式拾間河岸附

代金曾仙野兩程 (一千二百)

一佐内町 表京間拾一間、裏行式拾間

代金曾仙兩程 (二千)

一同町 表京間拾一間半、裏行廿間

代金曾仙兩程 (二千)

右七郎右衛門儀無商売ニ而細川様御屋敷數年来御出入致、余程細川様へ調達も有之、御扶持等も被下候由、右之外ニも抱屋敷少々有之候由ニ候得共、委細者相知レ不申候

油屋四郎兵衛

一新材木丁 表京間五間口、裏行廿間

代金工舟サ敬兩程 (七百五十)

右四郎兵衛儀、味噌醬油之類問屋商売ニ而手広相見得申候、則右地面ニ住居罷有候

中屋伊助

一堺町北側 表京間三間半、裏行式拾間

代金工舟兩程 (七百)

右伊助無商売ニ而右地面住居申候

狩谷藤次

一神田多町東側北角 表京間七間、裏行廿間

代金イ仙兩程 (二千)

右藤次儀御旗本衆仕送り杯致申候、格別宜身上ニ而も無之候

藤白屋吉左衛門

一五郎兵衛町北側河岸通角 表京間式間半

裏行式拾間

代金イ仙サ舟兩程 (二千五百)

一同町南側河岸通角 表京間六間口、裏行式十間

代金(二千八百)イ仙(千八百)舟兩程

一同丁中屋敷 表京間九間口、裏行式十間

代金曾仙(二千四百)ツ舟兩程

一同丁中屋敷 表京間五間口、裏行式十間

代金(八百)チ舟兩程

一京橋疊町 表京間五間口、裏行式十間

代金(四百)ツ舟兩程

一同所竹町 表京間五間口、裏行式十間

代金(四百)ツ舟兩程

一呉服町南側河岸通角 表京間八間口、裏行式十間

代金(二千)野仙兩程

一桜田多左衛門町 表京間六間、裏行拾式三間程

代金(二百)野舟兩程

右吉左衛門儀酒質商売ニ而御屋敷仕送り杯致、身上丈夫成仁

ニ御座候

御貸附

本兩替町

御屋敷方調達 海保半兵衛

一北鞆町南側三軒目 表京間拾九間口、裏行川岸江抜、沽券

古金八百兩、井筒屋源太郎名前

貸金式千兩

右 同人

一本舟町横町西角カ三軒目 表京間八間口、裏行町並、但河

岸附沽券金五千三百五拾兩

貸金四千兩

(朱書二)
「辰四月六日類焼」

右 同人

一小網町志丁目東角カ四軒目 表田舎間六間口、裏行町並

但河岸附藏地添、沽券金千兩

同町東角 表京間五間口、裏行町並式拾間、沽券金千八百

拾兩、井筒屋元太郎名前

貸金式千八百兩

(朱書)
「同類焼」

右 同人

一大鋸町西木戸カ式軒目 表京間拾六間口、裏行町並式拾間、

(改丁)
宝曆十辰年三月

当時取組左之通

沽券古金六百貳拾兩、海保元太郎名前

本材木町貳丁目北角方貳軒目 表京間五間口、裏行町並河岸住所附并四日市蔵地添、沽券金千兩

堀留町貳丁目北側西角方七軒目 表京間四間口、裏行西二而拾五間四尺東二而拾七間、沽券古金四百五拾兩、并筒屋孫市名前

貸金貳千兩

(朱書)

堀留町貳丁目右同類焼

左之四ヶ所家屋敷外二本庄割下水長崎町二八間口家屋敷有之候、尤米問屋二而御屋敷方出入調達

本船町

米問屋 内田又三郎

居宅

一本船町之内八軒町南角方三軒目 表京間五間、裏行町並、

沽券金千七百兩

(朱書)

辰二月六日類焼

貸金千貳百兩

右 同人

一瀬戸物町北側西木戸方三軒目 表京間八間口、裏行町並、

沽券金千六百兩

(朱書)

同類焼

貸金千兩

右 同人

一深川佐賀町下之橋西側北角方貳軒目 表間口田舎間八間七尺五寸、裏幅八間半、裏行貳拾三間三尺三寸、河岸二而東

表八間壹尺五寸、裏幅八間五寸、裏行九間半、建蔵十三戸前、沽券金千貳百兩

貸金六百五拾兩

(朱書)

同類焼

右 同人

一深川清住町代地 表田舎間拾四間貳寸三分、裏行拾八間五尺、沽券普請出来之上此度七百兩宛候積之由

貸金四百兩

居宅豊嶋町貳丁目五間、口左之馬喰町三丁目

豊嶋町貳丁目

式ヶ所持致候、対州屋敷へ出入致、損立有之候外御屋敷へも出入調達致候

實古着 日野屋新平

一馬喰町三丁目南側西角方三軒目 表京間四間口、裏行廿貳間六尺五寸

同町同側同角方四軒目 表京間貳間口、裏行貳拾貳間四尺四寸、沽券金六百兩

(朱書) 同類焼

貸金四百兩

抱屋敷左之黒門町共式ヶ所持有之候、見世商売計二而御屋敷方調達相止又罷有候

鎌倉横町

錢酒醬油 辻

久次郎

一 神田黒門町西側南方四軒目 表田舎間四間四尺五寸、裏行南方拾九間三尺九寸、北方拾九間式尺九寸、沽券金百五拾兩

貸金百三拾兩

(朱書)
〔同類焼〕

右 同人

一 鎌倉横町北側代地東角 表田舎間拾貳間三尺四寸、裏行拾貳間式尺四寸、沽券古金百七拾兩

貸金百五拾兩

(朱書)
〔辰二月六日類焼〕

居宅借地左之抱屋敷所持
外二家屋敷無之居酒小質
二而小商人也

神田紺屋町貳丁目
質錢酒 岸村源兵衛

一 上榎町河岸方五軒目 表京間三間式尺貳寸、裏行町並、沽券金百五拾兩妙栄名前

貸金百五拾兩

左之八丁堀式丁目家屋敷
所持御屋敷方へ肴入ル

本材木町新肴場
魚屋 和泉屋甚左衛門

一 本八丁堀式丁目西角 表田舎間六間半、裏行町並、但海岸附、沽券金四百九拾兩

貸金貳百兩

勢州出店二而、九兵衛折々
出府致抱屋敷書面之卷ケ
所外二四間六寸口卷ケ
有之、外二たほこ之出
店有之、尤たはこ問屋也

堀留町貳丁目
たほこ問屋 乾 九兵衛

一 堀留町貳丁目北側 表京間五間口、裏行町並式拾間、沽券金九百兩

貸金八百五拾兩

(朱書)
〔同類焼〕

身体丈夫二有之候、出店
所々二有之、抱屋敷も所
々二有之商手広ク相見ル

小舟町三丁目
ほしか問屋 村田治兵衛

一 本小田原町卷丁目東南角 表京間拾三間、裏行式拾間、沽券金千七百兩

貸金貳千兩

(朱書)
〔同類焼〕

居宅共三ヶ所家屋敷有之
御屋敷方御扶持方入、其外
仲間商

芝口卷丁目
米商売 河内屋作兵衛

一 桜田鍛冶町御堀通り東角方式軒目 表田舎間八間半口、裏行町並拾四間半、沽券古金三百五拾兩

貸金貳百五拾兩

抱屋敷五六ヶ所有之
尤酒問屋也

呉服町卷丁目
酒問屋 鴻池安右衛門

一 さち所持靈岸嶋銀町式丁目西角河岸附 表京間九間口、裏

行拾六間、裏幅九間壹寸、裏二藏式棟六戸前、沽券金貳千五拾兩

呉服町壹丁目南側 表京間五間口、裏行廿間、沽券金六百五拾兩

貸金千百兩

所持居宅計、御屋敷江御扶持方入ル

湯嶋耆丁目

米商売 高橋孫左衛門

一湯嶋耆丁目西側 表京間五間口、東裏行貳拾間、西裏行貳拾貳間、沽券金百八拾五兩

同所統 表京間五間口、東裏行貳貳間、西裏行廿一間五尺、沽券金百八拾五兩、高橋孫十郎名前

貸金三百兩

神田雄子町

無商売 相模屋善四郎
金貸

一神田松下町立跡新革屋町代地新道北角 表田舎間七間貳尺五寸四分、裏行拾七間四尺八寸五分、妙連名前、沽券古金三百五拾兩

貸金四百兩

書面之五ヶ所持、尤酒間屋也

呉服町貳丁目

酒間屋 鴻池久兵衛

一通四丁目西側新道北角 表京間七間五尺貳寸五分口、裏行町並式拾間、沽券金千六百兩

貸金千兩

右 同人

一呉服町貳丁目北側東木戸方式軒目 表京間五間口、裏行町並式拾間、沽券金八百五拾兩

南鍛冶町耆丁目南側河岸通方式軒目 表田舎間五間口、裏行町並式拾間、沽券金六百兩

京橋柳町南側東木戸方式軒目 表京間五間口、裏行拾貳間

沽券金貳百三拾兩

靈岸嶋町西角方式軒目 表京間拾壹間、裏行南方廿三間三尺、北方廿三間五尺貳寸河岸附、沽券金八百六拾四兩

貸金貳千兩

(改丁) 家質

書面之外ニ統屋敷拾壹間口屋敷有之、不殘細川江借有之、いづれも家質ニ入有之、當時不廻り候

松屋町

細川出入調達 蔵田七郎右衛門

一左内町南側東木戸際 表京間拾壹間、裏行町並式拾間

貸金五百兩

神田紺屋町式丁目代地

書面之地面計二而小医也

医者 熊野 元 益

一神田紺屋町式丁目代地南側西角式軒目 表田舎間四間半

口、裏行同式拾壹間壹尺八寸

貸金百兩

(朱書)
「辰二月六日類焼」

本兩替町

海保半兵衛

一小船町三丁目南角 表京間八間壹尺壹寸口、裏行町並式拾

間新道附、三方屋敷 但あらめ橋際河岸附あらめ藏添

貸金三千兩

(朱書)
「同類焼」

海保半兵衛

一小船町三丁目南角式軒目 表京間四間六尺四寸口、裏行

町並式拾間、両面屋敷 但表河岸附

貸金千百兩

(朱書)
「同類焼」

右 同人

一小船町三丁目南角式三軒目 表京間八間式尺壹寸、裏行町並式拾間、両面屋敷、但表河岸附

貸金千九百兩

(朱書)
「同類焼」

御屋敷方出入近年不廻り

新材木町

材木屋 中村三右衛門

一新材木町北角式拾壹間目 表京間拾間、裏行町並新道附、

両面屋敷、尤河岸附

貸金千三百兩

(朱書)
「同類焼」

堀留町式丁目

御屋敷方出入、居宅借地
須田町一ヶ所持

米屋 伊勢屋長七

一神田須田町式丁目東側北角式六軒目 表京間七間、裏行式

拾間

貸金五百兩

米商売ひつそく致罷有候

須田町式丁目

無商売 伊勢屋万助

一須田町式丁目西側北角式七軒目 表京間式間半、同八軒目

表京間式間半合五間口、裏行拾七間五尺

貸金式百五拾兩

一 高砂町北側西角三方屋敷 表京間九間三尺七寸、裏行町並式拾間
海保半兵衛

貸金八百兩
(朱書)
「同類焼」

海保半兵衛

一 高砂町北側西角五軒目 表京間八間口、裏行町並式拾間、
両面屋鋪

貸金六百兩
(朱書)
「同類焼」

右同人

一 室町老丁目西側北角 表京間拾間口、裏行町並式拾間

貸金貳千五百兩

右同人

一 甚左衛門町北側南角 表田舎間七間口、裏行町並式拾間
但河岸附

貸金千五百兩
(朱書)
「同類焼」

右同人

一 神田三河町老丁目西側南三方角屋敷 表京間拾貳間半、裏

行河岸田舎間拾七間半西新道折廻し、表拾老間四尺五寸

貸金貳千五百兩

右同人

一 神田多町式丁目東側北角 表京間拾貳間半口、裏行町並式拾間

貸金貳千三百兩

半兵衛子息
海保孫市

一 本石町老丁目南側西角 表京間九間口、裏幅三間、裏行拾五間

貸金千五百兩

海保孫市

一 本石町老丁目河岸通り式軒目 表京間五間、裏幅五間、裏行五間

貸金三百兩

海保半兵衛

一 通り油町北側東角五三軒目 表田舎間七間半、裏行町並式拾間

貸金千兩

外二抱屋敷無之候

堺町

蕎麦切屋 福山三之助

一 堺町北側東木戸際 表田舎間三間、裏行貳拾間

貸金三百兩

〔朱書〕

〔同類焼〕

一 室町三丁目東側横町南角 表京間五間半口、裏行町並貳拾間、三方面

海保半兵衛

貸金千六百兩

〔朱書〕

〔同類焼〕

一 瀬戸物町南側角貳方 表京間七間口、裏行九間半

右 同人

貸金七百兩

〔朱書〕

〔同類焼〕

一 小田原町貳丁目北側東木戸方式軒目 表京間六間半、裏行町並

右 同人

貸金九百兩

〔朱書〕

〔同類焼〕

右 同人

一 新大坂町北側西角 表京間九間老尺五寸、裏行町並貳拾間

貸金千五百兩

〔朱書〕

〔同類焼〕

外抱屋敷有之、御屋敷出入

浜町山伏井戸

太田檢校子息 横田六之進

一 樽桁町北側西角 田舎間九間、裏行町並貳拾間、三方屋鋪

貸金八百兩

外二抱屋敷無之後家二而
暮シ方こぜい

坂本町貳丁目

無商売 松本しつ

代喜助

一 坂本町貳丁目西側南角 表田舎間拾三間老尺三寸八分、裏

行拾間 但河岸附

貸金三百拾兩

近年仕出し候せり呉服二而
居宅借地

本石町貳丁目

せり呉服 菱屋九兵衛
商売

一 浜松町貳丁目西側北角方式軒目 表京間七間半、裏行町並

貳拾間、両面屋敷

〔朱書〕

〔辰二月六日類焼〕

貸金八百兩

外ニ地面無之近年不手廻リ

深川北町町

酒醬油 山形屋清兵衛

一北川町南東角方式軒目 表京間六間式尺卷寸、裏幅六間式

尺卷寸、裏行拾四間卷尺五寸

貸金百兩 (朱書)
〔同類焼〕

肥前芝居、市村芝居、其

堺町

外四五ヶ所地面所持

諸色貨物 中村屋新兵衛

一堺町南側東角 表京間四間半、裏行町並式拾間

貸金四百兩 (朱書)
〔同類焼〕

堺町名主

大塚治郎兵衛

一堺町横町新道之角方北江式軒目 表京間五間口、裏行町並式拾間

貸金三百五拾兩 (朱書)
〔同類焼〕

御屋敷方出入

馬喰町

無商売 富田善三郎

一神田多町式丁目西側南角 表京間七間口、裏行式拾間

貸金貳百兩